

平成 29 年第 6 回稲城市教育委員会定例会

- 1 平成 29 年 6 月 21 日、午後 2 時から、地域振興プラザ 4 階大会議室において、平成 29 年第 6 回稲城市教育委員会定例会を開催する。

- 1 出席委員は、次のとおりである。
 - 小野 好江
 - 城所 正彦
 - 保坂 律子
 - 今泉 浩史
 - 小島 文弘

- 1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	石田 昭男
教育指導担当部長	渡辺 恭秀
教育総務課長	大塚 広満
学務課長	佐藤篤太郎
指導課長	岸 知聡
生涯学習課長	関口 美鈴
体育課長	安藝 宏延
学校給食課長	佐藤 知子
図書館課長	稲田 基樹

- 1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長	齋藤 晃二
教育総務課教育総務係	加藤 綾子

- 1 会議に付された事項は、次のとおりである。
 - (1) 日程第 1 会議録署名委員の指名
 - (2) 日程第 2 会期の決定
 - (3) 日程第 3 教育行政報告
 - (4) 日程第 4 第 19 号議案
「平成 29 年度稲城市教育委員会職員の人事について」
 - (5) 日程第 5 第 20 号議案
「稲城市立学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」
 - (6) 日程第 6 第 21 号議案
「稲城市指定文化財の指定に係る諮問について」

委員 長 それでは、平成29年第 6 回稲城市教育委員会定例会を開催します。
 それでは、日程第 1 本日の「会議録署名委員」について、お諮りいたします。
 前例に従いまして委員長指名といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

委員 長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、保坂委員にお願いいたします。
 次に、日程第 2 「会期の決定」について、お諮りいたします。本定例会の会期は、本日 1 日とすることにご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

委員 長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日 1 日と決しました。
 教育長から、教育行政報告の申し出がございます。
 日程第 3 「教育行政報告」を教育長よりお願いいたします。

教育 長 教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

〔 教育行政報告 〕

教育総務課長 1 教育委員会後援名義について
 2 工事請負状況について
 3 寄附について

学務課長 1 平成29年5月分不登校による欠席児童・生徒数について
 2 児童・生徒数、学級数（平成29年6月1日現在）について

指導課長 1 担当者事業について
 2 推進事業について
 3 研修事業について
 4 学校訪問事業について
 5 その他について
 6 教育センター関係について

生涯学習課長 1 社会教育委員関係について

- 2 社会教育活動の振興について
- 3 芸術文化活動の振興について
- 4 文化財の保護と普及について
- 5 生涯学習推進事業について
- 6 学校施設コミュニティ開放事業について
- 7 放課後子ども教室参加状況について
- 8 公民館主催事業の実施状況について
- 9 iプラザの主な主催事業の実施状況について
- 10 平成29年5月 生涯学習課利用統計について

- 体育課長
- 1 スポーツ推進委員協議会関係について
 - 2 市立公園内運動施設管理運営について
 - 3 社会体育施設管理運営について
 - 4 学校開放事業について
 - 5 体力づくり運動推進事業について
 - 6 東京ヴェルディ支援推進事業について
 - 7 その他について

- 学校給食課長
- 1 平成29年度多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会について
 - 2 平成29年度第1回稲城市栄養連絡会について
 - 3 施設見学会について
 - 4 稲城第四小学校総合的な学習の時間への講師派遣について
 - 5 学校給食野菜に関する圃場見学会について

- 図書館課長
- 1 市主催事業について
 - 2 中央図書館主催事業（SPC運営）について
 - 3 城山体験学習館の主な事業について
 - 4 地域との連携について
 - 5 学校との連携について
 - 6 視察について
 - 7 図書館の利用状況（平成29年5月）について

委員長 ありがとうございます。以上で、教育行政報告が終わりました。
次に、日程第4 第19号議案「平成29年度稲城市教育委員会職員の人事について」、日程第5 第20号議案「稲城市立学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。
第19号議案及び第20号議案は、人事案件であることから、秘密会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員 長 ご異議なしと認めます。よって、第19号議案及び第20号議案は秘密会といたします。本秘密会においては、関係者以外の退席を求めます。
 暫時休憩いたします。

(暫時休憩) ※関係者以外の職員と傍聴者は退席する

(これより第19号議案及び第20号議案は秘密会)

秘密会議録は別紙

(これにて第19号議案及び第20号議案の秘密会は終了)

(暫時休憩) ※退席した職員と傍聴者が入室する。

委員 長 再開いたします。
 これより、第19号議案「平成29年度稲城市教育委員会職員の人事について」
 を採決いたします。
 本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第19号議案は原案のとおり可決いたしました。
 次に、第20号議案「稲城市立学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱につ
 いて」を採決いたします。
 本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第20号議案は原案のとおり可決いたしました。
 次に日程第6 第21号議案は「稲城市指定文化財の指定に係る諮問について」
 を議題といたします。
 教育長より提案理由の説明をお願いいたします。

教 育 長 本案につきましては、稲城市文化財保護条例第39条の規定に基づき稲城市指
 定文化財の指定について、稲城市文化財保護審議会に諮問する必要がある
 ので、本案を提出するものです。
 詳細につきましては、生涯学習課長より説明いたします。

委員長 生涯学習課長お願いいたします。

生涯学習課長 議案概要説明書をご覧くださいまして、それを説明させていただきたいと思
います。議案番号第21号です。稲城市の区域内に存する文化財のうち、市にと
って重要な文化財について、現在指定文化財にしております。文化財の指定に
つきましては、その保存、活用のため必要な措置を講じ、もって市民の郷土に
対する認識を高めるとともに、文化的向上に資することを目的としております。

稲城市文化財保護条例第39条の規定では、市指定有形文化財の指定につい
ては、あらかじめ審議会に諮問しなければならないとしており、この規定に基づ
き、下記、考古学資料関係4点を市指定有形文化財に指定することについて、
稲城市文化財保護審議会に諮問するために本案を提出するものでございます。

平成29年度は、これから申します4点の指定ができればと考えております。
一つが平尾台原遺跡出土品。もう一つは駒澤学園校地内遺跡出土品。3番目が
稲城市豎台遺跡出土品。4番目は平尾入定塚出土品 附 発掘調査資料です。

次のページをお開きください。稲城市文化財保護条例です。第39条教育委員
会は、次に掲げる事項については、あらかじめ審議会に諮問しなければならない
とされております。有形文化財の指定、無形文化財の指定、市指定無形文化
財の保持者又は保持団体の認定及び認定の解除、市指定有形民俗文化財又は市
指定無形民俗文化財の指定及びその解除の諮問をしていただく形となります。

次のページをお開きください。先月のご相談というか、ご意見をいただいた
ところですが、先ほどと重複する点もございしますが、読みながら説明させてい
たきます。1番目、指定の意義及びこれまでの経緯です。文化財は文化等の正
しい理解のために欠くことのできないもので、また、将来の文化の向上発展の
基礎をなすものです。稲城市の文化財のうち、市にとって重要なものについて
は、保存及び活用をする必要があり、市民の郷土に対する認識を高めるととも
に、文化的向上に資するために重要な文化財の指定を行うとあります。現在の
指定ですが、昭和48年4月1日より施行となった稲城市文化財保護条例に基づ
き、稲城市では昭和51年から平成元年までに20件の文化財を指定しております。
平成18年に「稲城市百村の蛇より行事」が稲城市の指定から東京都の指定に格
上げしたため、現在は稲城市指定19件となっております。

2、文化財指定の根拠は、先ほども申しましたとおり条例に基づくものです。

3、指定にあたっての基本的な考えですが、稲城市内に存在する文化財で市
にとって特に重要な文化財であること。文化財調査を実施した文化財の中から
特に重要な文化財を選出すること。稲城市内の同種類の文化財と比べて、特に
価値の高い文化財であること。こちらが基本的な考えです。

今後の文化財指定の流れですが、28年度の3月に文化財保護審議会でも文化財
指定の計画について、既に審議委員の方には指定については説明させていただ
いております。委員の中からは、そういった重要なものがあるならば手続を進

めたほうがいいのではないかというご意見はいただいております。(2)で稲城市教育委員会から文化財の保護審議会に対し、文化財指定について諮問する。本日が(2)です。認めていただけるのであれば、今後諮問をしていきたいと思っております。(3)、文化財保護審議会で審議し、指定候補を選出します。こちらで指定候補の視察などを行いまして、選出していくことになります。(4)、文化財保護審議会から教育委員会に対して、文化財指定の答申を出すということで、11月ごろ予定をしております。そちらをもとに稲城市教育委員会で文化財を指定、決定をしていただくという流れとなっております。その後、告知をいたします。

今後のもっと大きな流れ、5番の文化財指定の計画です。平成29年度、2行目ですが、今回指定候補の審議、諮問、答申、告示(考古資料関係)、今回は4件です。次年度、30年度が古文書関係5点も予定しております。

次のページをお開きください。これは前回も説明させていただいておりますが、今、稲城市と国と東京都の指定文化財でございます。

次のページですが、こちらが今回指定していきたいと思っている4点です。その次の土品等の写真などは先月説明させていただいたところでございます。

私からは以上でございますが、ぜひ諮問をしていただけるようどうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

委員長 ありがとうございます。以上で、提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。どうぞ、今泉委員。

今泉委員 質問です。新規の文化財の指定について(案)ですけれども、東京都指定に、格上げになった場合は稲城市で指定されていたものは解除という手続をとられるものなのか、それとも自動解除になるのかという質問と、「稲城市百村の蛇より行事」が平成18年に格上げとなっているんですけれども、次のページを見ると平成4年に格上げになっているのかなという認識を持ち、平成18年度は平尾のほうなのかなと。この2点について教えてください。

委員長 それでは生涯学習課長お願いいたします。どうぞ。

生涯学習課長 稲城市文化財保護条例の第39条にのっとり、平成4年3月に教育委員会が開設された際に解除して承認していただいております。重複して指定はできないということなので、一つを解除して東京都のほうに承認していただいたという形です。

あと、「蛇より行事」は、表の数字が合っていて、こちらで最近つくったほうが平成18年と書いてありましたが、平成4年の間違いでした。申しわけありません。市は蛇より行事を昭和56年に指定し、それを東京都が平成4年に格上げしたという形になっております。

委員長 はい、ありがとうございました。ほかにどうぞ。大丈夫ですか。

(なしの声あり)

委員長 それでは質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。
これより第21号議案「稲城市指定文化財の指定に係る諮問について」を採決
いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第21号議案は原案のとおり可決いたしました。
以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。これにて閉会といたします。

(午後2時49分閉会)